

ケータイ社労士 2019 補追 社会保険法

・ P 3 6 健康保険法 18 課 (1) 表⑤ 提出先

・ 介護保険第 2 号被保険者該当・非該当届の提出先

× **全国健康保険協会** or 健康保険組合 (事業主経由)

○ **日本年金機構** or 健康保険組合 (事業主経由)

※ 国外居住になった場合、年金についても海外の年金制度との調整が必要となり、健康保険だけでなく、厚生年金にも関わるため提出先は日本年金機構 (厚生労働大臣) となります。詳しくは、[こちら](#)。

・ P 7 2 健康保険法 36 課 (5)

× **障害手当金**

○ **傷病手当金**

・ P 2 5 1 社会保険に関する一般常識 6 課 2 問目

× 5 年

○ 5 年

× **答**○

○ **答**×

* 選択式出題時は○、その後、法改正あり。